

( 様式 2 )

## 京丹後市都市公園条例改正の概要

### 1 趣旨について

都市公園八丁浜シーサイドパークについて、平成 18 年度に整備完了した公園施設を平成 19 年 4 月 1 日より供用するにあたり、該当の多目的芝生広場を有料都市公園施設に含めると共に、夏季の臨時駐車場の料金徴収について臨時駐車施設条項として追加するものです。

これは都市公園条例第 3 条第 1 項第 4 号にある独占的使用について、当該施設を許可対象に加えるものです。

### 2 条例改正内容について(その 1)

第 7 条(有料公園施設)関係の別表第 2 に、八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場を追加すると共に、第 11 条(使用料)関係の別表第 3 で、その使用料について 1 面 1 時間 800 円とするものです。

(この料金は峰山球場の現行単価に準じています。)

### 3 条例改正内容について(その 2)

第 7 条の 2 として(臨時駐車施設)条項を新設し、第 7 条の 2 関係の別表第 2 の 2 に該当施設を定めると共に、その使用料について第 11 条(使用料)関係の別表第 3 の 2 で、1 台 1 日 500 円とするものです。

### 4 有料公園施設利用規則の制定について

八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場を、都市公園条例で有料公園施設に追加することに伴い、新たに利用規則を制定するもので、その内容は既に制定の峰山総合公園・峰山途中ヶ丘公園の、有料公園施設利用規則に準じています。

### 5 臨時駐車施設利用規則の制定について

都市公園条例に臨時駐車施設条項を追加することに伴い、新たに利用規則を制定するもので、利用に当たっての規則詳細を定めています。

### 6 施行期日について

平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。